

1 果実等生産出荷安定対策事業業務方法書の改正について

〈改正理由及び内容〉

国の実施要綱及び要領の改正に対応するため、関係する条文を改める。

- ・ 果樹経営支援対策事業における細霧冷房及び遮光資材等高温障害発生低減に向けた資材導入事業の追加に係る条文の追加
- ・ 苗木安定確保対策事業の事業メニューの一部廃止に係る条文の削除：旧第6節
- ・ その他所用の改正

新

果実等生産出荷安定対策事業業務方法書(案)

第1条～第2条 (略)

(業 務)

第3条 本会は、定款第3条に基づく業務として、果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号。以下「果振法」という。)、持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農産生産第3175号・3畜産1993号農林水産省農産局長、畜産局長連名通知)別紙3果樹農業生産力増強総合対策(以下「持続的生産要領」という。)、及び産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等実施要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産省事務次官依命通知)別記1の別紙2(以下「先導支援要綱」という。)に基づき、以下に掲げる業務を行うほか、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

- (1) 果実需給安定対策の推進
- (2) 果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業、苗木安定確保対策事業のうち省力的苗木生産体制推進事業及び苗木契約生産拡大支援事業、花粉安定確保対策事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果実流通加工対策事業、並びに果樹先導的取組支援事業(先導支援要綱に基づき実施する事業をいう。以下同じ。)の実施並びにこれらの事業に対する補助
- (3) 山形県知事(以下「知事」という。)が必要と認める業務の実施
- (4) 本条に定める業務に附帯する業務

2～3 (略)

第2章 事業の実施に対する補助

第1節 総則

(事業の実施に対する補助)

第4条 本会は、第3条第1項第2号の果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業、苗木安定確保対策事業のうち省力的苗木生産体制推進事業及び苗木契約生産拡大支援事業、花粉安定確保対策事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果実流通加工対策事業、並びに果樹先導的取組支援事業を実施する者に対して補助する。

第5条～第11条 (略)

旧

果実等生産出荷安定対策事業業務方法書

第1条～第2条 (略)

(業 務)

第3条 本会は、定款第3条に基づく業務として、果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号。以下「果振法」という。)、持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農産生産第3175号・3畜産1993号農林水産省農産局長、畜産局長連名通知)別紙3果樹農業生産力増強総合対策(以下「持続的生産要領」という。)、及び産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等実施要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産省事務次官依命通知)別記1の別紙2(以下「先導支援要綱」という。)に基づき、以下に掲げる業務を行うほか、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

- (1) 果実需給安定対策の推進
- (2) 果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業、苗木安定確保対策事業のうち優良苗木生産推進事業、省力的苗木生産体制推進事業及び苗木契約生産拡大支援事業、花粉安定確保対策事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果実流通加工対策事業、並びに果樹先導的取組支援事業(先導支援要綱に基づき実施する事業をいう。以下同じ。)の実施並びにこれらの事業に対する補助
- (3) 知事が必要と認める業務の実施
- (4) 本条に定める業務に附帯する業務

2～3 (略)

第2章 事業の実施に対する補助

第1節 総則

(事業の実施に対する補助)

第4条 本会は、第3条第1項第2号の果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業、苗木安定確保対策事業のうち優良苗木生産推進事業、省力的苗木生産体制推進事業及び苗木契約生産拡大支援事業、花粉安定確保対策事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果実流通加工対策事業、並びに果樹先導的取組支援事業を実施する者に対して補助する。

第5条～第11条 (略)

第2節 果樹経営支援対策事業

(事業の内容等)

第12条 果樹経営支援対策事業は(以下本節において「本事業」という。)、産地の生産基盤を強化するため、産地自らが策定した果樹産地構造改革計画(持続的生産要領第2の5の(2)のエの果樹産地構造改革計画をいう。以下「産地計画」という。)に基づき、支援対象者(持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のイの支援対象者をいう。以下同じ。)が行う支援の対象となる取組(持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組をいう。以下同じ。)支援の対象となる取組に要する経費を補助する事業とする。

2～3 (略)

4 前項の大規模効率生産については、実施面積が5ヘクタール以上であることを目安とし、協会が設立する評価委員会により支援対象者の取組について評価を受けることとし、本会は中央協会に報告するものとする。

第13条～第14条 (略)

(整備事業)

第15条 整備事業(持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の1の取組をいう。以下同じ。)の補助対象となる取組は次のとおりとする。

(1) 優良品目・品種への転換等(持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の1の(1)の優良品目・品種への転換等をいう。以下同じ。)は、次によるものとする。

ア～イ (略)

ウ 省力樹形とは、産地計画に今後導入すべき技術として定められているか、定めることが確実と見込まれるとともに、未収益となる機関の短縮が期待できるものであり、かつ、以下の(ア)又は(イ)の要件を満たすものをいう。

(ア)～(イ) (略)

エ～ク (略)

(2)～(4) (略)

(5) 高温障害発生低減に向けた技術的対策の導入(持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象とある取組の欄の1の(5)の取組をいう。以下同じ。)は、次による物とする。

ア 細霧冷房、遮光資材、土壌被覆資材等の高温対策資機材の導入

イ マメコバチ増殖のための巣箱設置や繭洗浄等

(6) 中央協会特認事業(持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の1の(6)の規定により中央協会が特に必要と認める取組をいう。以下同じ。)は、生産性の向上が期待されるなど真に産地の構造改革に必要な次に掲げるものに限るものとする。

ア～イ (略)

第16条～第19条 (略)

(整備事業実施の要件)

第20条 整備事業を実施する場合は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 園内道の整備、傾斜の緩和、排水路の整備、用水・かん水設備の整備、高温障害発生低減に向けた技術的対策の導入及び特認事業のうち園地管理軌道施設の整備、防霜設備・防風設備の整備を実施する場合にあっては、受益面積が1ヶ所当たり地続きでおおむね10アール以上であること。

第2節 果樹経営支援対策事業

(事業の内容等)

第12条 果樹経営支援対策事業は(以下本節において「本事業」という。)、産地の生産基盤を強化するため、産地自らが策定した果樹産地構造改革計画(持続的生産要領第2の5の(2)のエの果樹産地構造改革計画をいう。以下「産地計画」という。)に基づき、支援対象者(持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のイの支援対象者をいう。以下同じ。)が行う支援の対象となる取組(持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組をいう。以下同じ。)支援の対象となる取組に要する経費を補助する事業とする。

2～3 (略)

(新規)

第13条～第14条 (略)

(整備事業)

第15条 整備事業(持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の1の取組をいう。以下同じ。)の補助対象となる取組は次のとおりとする。

(1) 優良品目・品種への転換等(持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の1の(1)の優良品目・品種への転換等をいう。以下同じ。)は、次によるものとする。

ア～イ (略)

ウ 省力樹形とは、産地計画に今後導入すべき技術として定められているか、定めることが確実と見込まれるとともに、未収益となる機関の短縮が期待できるものであり、かつ、以下の(ア)又は(イ)の要件を満たすものであること。

(ア)～(イ) (略)

エ～ク (略)

(2)～(4) (略)

(新規)

(5) 中央協会特認事業(持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の1の(5)の規定により中央協会が特に必要と認める取組をいう。以下同じ。)は、生産性の向上が期待されるなど真に産地の構造改革に必要な次に掲げるものに限るものとする。

ア～イ (略)

第16条～第19条 (略)

(整備事業実施の要件)

第20条 整備事業を実施する場合は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 園内道の整備、傾斜の緩和、排水路の整備、用水・かん水設備の整備、及び特認事業のうち園地管理軌道施設の整備、防霜設備・防風設備の整備を実施する場合にあっては、受益面積が1ヶ所当たり地続きでおおむね10アール以上であること。

新

(6)～(7) (略)

(8) 用水・かん水設備の整備として水源確保のための簡易なボーリングを実施する場合にあっては、他の水源措置の検討を十分に行った上でやむを得ずボーリングに水源を求めることが妥当であること、ボーリング予定地の近傍に井戸等のすげん措置が行われており、水量・水質が確保されることが確実に認められること、受益者が原則として5戸以上でありかつ受益面積が原則として50アール以上であることを満たした上で、本会が認めた場合であること。

なお、試掘及び最終的に水源とならなかった場合は、要件を満たさないものとする。

(9) 防霜設備・防風設備の整備については、次の全ての要件を満たしていること。また、園内道の整備、傾斜の緩和、排水路の整備、用水・かん水設備の整備、高温障害発生低減に向けた技術的対策の導入及び園地管理軌道施設の整備並びに自然災害が発生した場合の改植を実施する場合にあっては、イの要件を満たしていること。

ア 本業務方法書により規定していない国の他の補助事業による整備が困難であること。

イ 原則として支援対象者が農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく果樹共済若しくは園芸施設共済（本事業により整備した設備を共済目的とする場合に限る。）又は収入保険に加入していること。

ウ 試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく設備の設計及び施工を行うこと。

第21条～第31条 (略)

(産地協議会による事後確認)

第32条 第29条第3号の産地協議会による事後確認は、次により行うものとする。

(1) 整備事業実施計画に掲げる果樹園において整備事業が適正に実施されたこと。

(2) 定額(持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助率の欄の定額をいう。以下同じ。)により補助するものにあつては、実施された面積定率(持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助率の欄の定額以外の取組をいう。以下同じ。)により補助するものにあつては、実施された整備事業の事業量を確認すること。

(3)～(4) (略)

第33条～第51条 (略)

第4節 未来型果樹農業等推進条件整備事業

(事業の内容及び実施者)

第52条 未来型果樹農業等推進条件整備事業(以下本節において「本事業」という。)は、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を育成するため、持続的生産要領Ⅰの第1の3の(1)の実施により、まとまった面積での省力樹形又は整列樹形(園地内の作業道を確保し、慣行樹形の果樹を当該作業道に沿って整列して植栽する栽培方法をいう。)のいずれか及び機械作業体系の導入と併せて、早期成園化や成園化までの経営の継続・発展に係る取組に要する経費を一体的に補助する事業とする。

2 前項の事業の実施者は、本会とする。

第53条～第54条 (略)

(6)～(7) (略)
(新規)

(8) 防霜設備・防風設備の整備については、次の全ての要件を満たしていること。また、園内道の整備、傾斜の緩和、排水路の整備、用水・かん水設備及び園地管理軌道施設の整備並びに自然災害が発生した場合の改植を実施する場合にあっては、イの要件を満たしていること。

- ア 本業務方法書により規定していない国の他の補助事業による整備が困難であること。
- イ 原則として支援対象者が果樹共済又は収入保険に加入していること。

ウ 試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく設備の設計及び施工を行うこと。

第21条～第31条 (略)

(産地協議会による事後確認)

第32条 第29条第3号の産地協議会による事後確認は、次により行うものとする。

- (1) 整備事業実施計画に掲げる果樹園において整備事業が適正に実施されたこと。
- (2) 定額(持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助率の欄の定額をいう。以下同じ。)により補助するものにあつては、改植、新植又は放任園地発生防止対策が実施された面積、定率(持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助率の欄の定額以外の取組をいう。以下同じ。)により補助するものにあつては、実施された整備事業の事業量を確認する。
- (3)～(4) (略)

第33条～第51条 (略)

第4節 未来型果樹農業等推進条件整備事業

(事業の内容及び実施者)

第52条 未来型果樹農業等推進条件整備事業は、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を育成するため、持続的生産要領Ⅰの第1の3の(1)の実施により、まとまった面積での省力樹形又は整列樹形(園地内の作業道を確保し、慣行樹形の果樹を当該作業道に沿って整列して植栽する栽培方法をいう。)のいずれか及び機械作業体系の導入と併せて、早期成園化や成園化までの経営の継続・発展に係る取組に要する経費を一体的に補助する事業とする。

2 前項の事業の実施者は、本会とする。

第53条～第54条 (略)

新

(事業実施計画の承認等)

第55条 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

(1) 支援対象者は、持続的生産要領Ⅰの第1の3の(1)のクの(ア)の未来型果樹農業等推進条件整備事業実施計画(以下、本節において「事業実施計画」という。)を作成し、産地協議会に提出する。

(2)～(5) (略)

第56条～第61条 (略)

第5節 果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業

(事業の内容及び実施者)

第62条 果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業(以下本節において「本事業」という。)

は、持続的生産要領Ⅰの第1の4の 実施により、果樹産地における新たな担い手の確保・定着に向けた、産地の新規就農者等 受入体制の整備として、研修又はリース・譲渡向けの園地の整備等に要する経費や、新規就農者等に対する技術指導・園地管理を行うために必要な経費等を支援する事業とする。

2 前項の事業の実施者は、本会とする。

(中央協会が特認する支援対象者)

第63条 持続的生産要領Ⅰの第1の4の(3)のサの「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして本事業を行うにふさわしいと中央協会が認める者をいうものとする。

第64条～第71条 (略) : 条文番号変更

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(事業実施計画の承認等)

第55条 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

(1) 支援対象者は、持続的生産要領Ⅰの第1の3の(1)の未来型果樹農業等推進条件整備事業実施計画(以下、本節において「事業実施計画」という。)を作成し、産地協議会に提出する。

(2)～(5) (略)

第56条～第61条 (略)

第5節 果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業

(事業の内容及び実施者)

第62条 果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業は、持続的生産要領Ⅰの第1の4の実施により、果樹産地における新たな担い手の確保・定着に向けた、産地の新規就農者等受入体制の整備として、研修又はリース・譲渡向けの園地の整備等に要する経費や、新規就農者等に対する技術指導・園地管理を行うために必要な経費等を支援する事業とする。

2 前項の事業の実施者は、本会とする。

(新規)

第63条～第70条 (略) : 条文番号変更

第6節 苗木安定確保対策事業のうち優良苗木生産推進事業

(事業の内容)

第71条 優良苗木生産推進事業は、省力樹形の導入等に必要となる優良苗木の生産・供給体制の構築及び苗木生産に必要となる育苗ほの設置等を行う事業とする。

2 前項の事業の実施者は、本会とする。

3 前項の事業の支援対象者は、持続的生産要領Ⅱの第1の1の(3)のアに定められた要件を満たす苗木生産コンソーシアム及びイに定められた苗木生産者とする。

(補助対象となる取組等)

第72条 補助対象となる取組は、持続的生産要領Ⅱの第1の1の(4)に示されているとおりとする。

2 補助率は、定額又は1/2以内とする。

(事業実施計画の承認)

第73条 支援対象者は、持続的生産要領Ⅱの第1の1の(6)の優良苗木生産推進事業実施計画(以下、本条及び次条において「事業実施計画」という。)を作成し、持続的生産要領Ⅱの第1の1の(11)のアの交付申請と併せて本会に提出する。

2 本会は、事業実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ知事と協議した上で、第65条の交付申請と併せて、中央協会に協議するものとする。

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

第6節 苗木安定確保対策事業のうち省力的苗木生産体制推進事業

(事業内容及び実施者)

第72条 省力的苗木生産体制推進事業(以下本節において「本事業」という。)は、省力樹形の導入等に必要な苗木の安定生産・供給に向け、ポット苗栽培等の省力的な苗木生産体制の整備に要する経費を支援する事業とする。

2 本事業の実施者は、本会とする。

3 本事業の支援対象者は、持続的生産要領Ⅱの**第1の1**の(3)に定められた**省力的な苗木生産に取り組む苗木生産者等**とする。

(補助対象となる取組等)

第73条 補助対象となる取組は、持続的生産要領Ⅱの**第1の1**の(4)に示されているとおりとする。

2 補助率は、1 / 2以内とする。

3 簡易ハウスの設置を行う場合にあつては、法定耐用年数期間中は国の共済制度(国の共済制度に加入できない場合は民間の共済や損害補償保険等(天災に対して補償するもの))に確実に加入する物とする。

3 本会は、中央協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、承認後、第65条の交付決定の通知と合わせ、速やかに支援対象者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第74条 本会は、持続的生産要領Ⅱの第1の1の(11)の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央協会に交付を申請するものし、中央協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第75条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1) 支援対象者は、取組が完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、本会に提出するものとする。
- (2) 本会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに中央協会に提出するものとする。
- (3) 本会は、中央協会から補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、支援対象者に通知するとともに、補助金の交付があったときは、速やかに支援対象者に補助金を交付するものとする。

(事業実施状況の報告等)

第76条 支援対象者は、事業実施後、目標年度の前年度まで毎年度、当該年度における事業の実施状況の報告書を作成し、7月末日までに本会に報告するものとする。

2 本会は、前項により報告があった場合、必要に応じ適切な措置を講じ、報告書に措置の内容を添えて、9月末日までに中央協会に提出するものとする。

(事業の評価)

第77条 支援対象者は、目標年度の翌年度に成果目標の達成状況の告書を作成し、7月末日までに本会に報告するものとする。

2 本会は、前項により報告があった場合、必要に応じ改善計画を提出させるなどの措置する。

第7節 苗木安定確保対策事業のうち省力的苗木生産体制推進事業

(事業内容及び実施者)

第78条 省力的苗木生産体制推進事業は、省力樹形の導入等に必要な苗木の安定生産・供給に向け、ポット苗栽培等の省力的な苗木生産体制の整備に要する経費を支援する事業とする。

2 前項の事業の実施者は、本会とする。

3 前項の事業の支援対象者は、持続的生産要領Ⅱの3の(3)に定められた苗木生産者とする。

(補助対象となる取組等)

第79条 補助対象となる取組は、持続的生産要領Ⅱの第1の3の(4)に示されているとおりとする。

2 補助率は、1 / 2以内とする。

(新 規)

新

(事業実施計画の承認)

第74条 支援対象者は、持続的生産要領Ⅱの第1の1の(8)のアの省力的苗木生産体制推進事業実施計画(以下、本節において「事業計画」という。)を作成し、持続的生産要領Ⅱの第1の1の(10)のアの交付申請と併せて本会に提出する。

2～3 (略)

第75条～第78条 (略) : 条文番号変更

第7節 苗木安定確保対策事業のうち苗木契約生産拡大支援事業

(事業内容及び実施者)

第79条 苗木契約生産拡大支援事業(以下本節において「本事業」という。)は、省力樹形の導入等に必要苗木の安定生産・供給に向け、契約に基づく苗木の生産拡大に伴い必要となる安定生産技術の導入に要する経費を支援する事業とする。

2 本事業の実施者は、本会とする。

3 本事業の支援対象者は、持続的生産要領Ⅱの第1の2の(3)に定められた契約栽培に取り組む苗木生産者等とする。

(補助対象となる取組等)

第80条 補助対象となる取組は、持続的生産要領Ⅱの第1の2の(4)に示されているとおりとする。

2 補助率は、定額とする。

(事業実施計画の承認)

第81条 支援対象者は、持続的生産要領Ⅱの第1の2の(8)のアの苗木契約生産拡大支援事業実施計画(以下、本節において「事業計画」という。)を作成し、持続的生産要領Ⅱの第1の2の(10)のアの交付申請と併せて本会に提出する。

2～3 (略)

(補助金の交付の申請)

第82条 本会は、持続的生産要領Ⅱの第1の2の(10)の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央協会に交付を申請するものし、中央協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

第83条～第85条 (略) : 条文番号変更

第8節 花粉安定確保対策事業

(事業の内容及び実施者)

第86条 花粉安定確保対策事業(以下本節において「本事業」という。)は、海外での病害の発生等による花粉不足のリスクを軽減し、国内での花粉の安定的な生産・供給を図るため、なしやりんご、キウイフルーツ等の品目について、花粉専用樹の新植・改植や機械のリース導入等を行う事業とする。

2 本事業の実施者は、本会とする。

(事業実施計画の承認)

第80条 支援対象者は、持続的生産要領Ⅱの第1の3の(8)の省力的苗木生産体制推進事業実施計画(以下、本節において「事業計画」という。)を作成し、持続的生産要領Ⅱの第1の3の(10)のアの交付申請と併せて本会に提出する。

2～3 (略)

第81条～第84条 (略) : 条文番号変更

第8節 苗木安定確保対策事業のうち苗木契約生産拡大支援事業

(事業内容及び実施者)

第85条 苗木契約生産拡大支援事業は、省力樹形の導入等に必要な苗木の安定生産・供給に向け、契約に基づく苗木の生産拡大に伴い必要となる安定生産技術の導入に要する経費を支援する事業とする。

2 前項の事業の実施者は、本会とする。

3 前項の事業の支援対象者は、持続的生産要領Ⅱの4の(3)に定められた苗木生産者とする。

(補助対象となる取組等)

第86条 補助対象となる取組は、持続的生産要領Ⅱの第1の4の(4)に示されているとおりとする。

2 補助率は、定額とする。

(事業実施計画の承認)

第87条 支援対象者は、持続的生産要領Ⅱの第1の4の(8)の苗木契約生産拡大支援事業実施計画(以下、本節において「事業計画」という。)を作成し、持続的生産要領Ⅱの第1の4の(10)のアの交付申請と併せて本会に提出する。

2～3 (略)

(補助金の交付の申請)

第88条 本会は、持続的生産要領Ⅱの第1の4の(10)の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央協会に交付を申請するものし、中央協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

第89条～第91条 (略) : 条文番号変更

第9節 花粉安定確保対策事業

(事業の内容)

第92条 花粉安定確保対策事業は、海外での病害の発生等による花粉不足のリスクを軽減し、国内での花粉の安定的な生産・供給を図るため、なしやりんご、キウイフルーツ等の品目について、花粉専用樹の新植・改植や機械のリース導入等を行う事業とする。

2 前項の事業の実施者は、本会とする。

新

(支援対象者)

第87条 本事業の支援対象者は、持続的生産要領Ⅱの第2の3に定められた者とし、また、(9)の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして本事業を行うにふさわしいと中央協会が認める者をいうものとする。

第88条～第95条 (略) : 条文番号変更

第9節 果汁特別調整保管等対策事業

第96条 (略) : 条文番号変更

第10節 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業

第97条～第98条 (略) : 条文番号変更

第11節 果実流通加工対策事業

第1款 国産果実競争力強化事業

(事業の内容等)

第99条 国産果実競争力強化事業は、国産かんきつ果汁製造業の競争力強化を図るため、国際環境の変化を受け輸入オレンジ果汁と競合するかんきつ果汁を対象に、部門別経営分析及び需要調査の実施、過剰な搾汁設備の廃棄を実施するとともに、全ての国産果樹を対象に高品質果汁等製造設備の導入、新製品・新技術の開発促進等を推進する取組を行う事業とする。

(削除)

2 前項の事業の実施者は、本会、生産出荷団体、生産出荷団体が構成員になっており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている国産かんきつ果汁製造業者その他農産局長が適当と認めた者とする。

(補助金の交付及び額等)

第100条 本会は、持続的生産要領Ⅲの第2の4の(1)及び(2)の補助金の交付の申請と第5条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定通知と合わせて、事業実施者に事業実施計画を承認する旨、通知するものとする。

2 前項の補助金の補助率は、持続的生産要領Ⅲの第2の4の(4)及び中央協会が実施細則で定めるとおりとする。

3 本会は、持続的生産要領Ⅲの第2の5の(1)により、事業実績報告兼支払請求書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

第2款 加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業

第101条 (略) : 条文番号変更

(補助金の交付及び額等)

第102条 本会は、持続的生産要領Ⅲの第3の6の(1)のア及びイの補助金の交付の申請と第5条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定通知と合わせて、事業実施者に事業実施計画を承認する旨、通知するものとする。

(中央協会が特認する支援対象者)

第93条 持続的生産要領Ⅱの第2の3の(9)の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして本事業を行うにふさわしいと中央協会が認める者をいうものとする。

第94条～第101条 (略) : 条文番号変更

第10節 果汁特別調整保管等対策事業

第102条 (略) : 条文番号変更

第11節 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業

第103条～第104条 (略) : 条文番号変更

第12節 果実流通加工対策事業

第1款 国産果実競争力強化事業

(事業の内容等)

第105条 国産果実競争力強化事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 国産かんきつ果汁製造業の競争力強化を図るため、国際環境の変化を受け輸入オレンジ果汁と競合するかんきつ果汁を対象に、部門別経営分析及び需要調査の実施、過剰な搾汁設備の廃棄を実施するとともに、全ての国産果樹を対象に高品質果汁等製造設備の導入、新製品・新技術の開発促進等を推進する取組

(2) 果実加工品等の全国段階での需要拡大の取組

2 前項の事業の実施者は、本会、生産出荷団体、生産出荷団体が構成員になっており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている国産かんきつ果汁製造業者その他農産局長が適当と認めた者とする。ただし、前項の(2)の取組については、中央協会に限る。

(補助金の交付及び額等)

第106条 本会は、持続的生産要領Ⅲの第1の2の(4)のア及びイの補助金の交付の申請と第5条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定通知と合わせて、事業実施者に事業実施計画を承認する旨、通知するものとする。

2 前項の補助金の補助率は、持続的生産要領Ⅲの第1の2の(4)のエ及び中央協会が実施細則で定めるとおりとする。

3 本会は、持続的生産要領Ⅲの第1の2の(5)のアにより、事業実績報告兼支払請求書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

第2款 加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業

第107条 (略) : 条文番号変更

(補助金の交付及び額等)

第108条 本会は、持続的生産要領Ⅲの第1の3の(6)のアの(イ)の補助金の交付の申請と第5条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定通知と合わせて、事業実施者に事業実施計画を承認する旨、通知するものとする。

新

2 前項の補助金の補助率は、持続的生産要領Ⅲの第3の6の(2)の表の補助率の欄の指定法人が農産局長と協議して定める額については、中央協会が実施細則に定めるものとする。

3 本会は、持続的生産要領Ⅲの第3の7の(1)により、事業実績報告書兼補助金支払請求書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

第12節 果樹先導的取組支援事業

(事業の内容)

第103条 果樹先導的取組支援事業(以下本節において「本事業」という。)は、先導支援要綱に基づき、労働生産性の向上が見込まれる取組に対し支援する事業とする。

(補助対象となる取組)

第104条 補助対象となる取組は、以下のとおりとする。

(1) (略)

(2) 第15条第2号で定める小規模園地整備(大規模効率生産を含む。以下第10号まで同じ。)

(3) (略)

(4) 第15条第6号で定める園地管理軌道施設、防霜設備及び防風設備

(5)～(8) (略)

(削除)

(9)～(10) (略) : 番号変更

(11) 推進事務(第1号から第10号までの取組を実施するための指針事務をいう。)

2 補助金の補助率は、支援対象者が行う取組の必要な経費の1/2以内とする。ただし、栽培環境整備(一斉改植支援を除く。)については定額(30万円/10a以内)、一斉改植支援に必要な経費については定額56万円/10a)、改植・新植に伴い発生する未収益期間における幼木管理に必要な経費については定額(22万円/10a)とし、研修の開催等及び産地協議会その他中央協会実施細則で定める者が行う取組である推進事務に必要な経費については定額とする。

3 (略)

4 第1号及び第9号の取組のうち一斉改植支援の対象とする園地は、地域計画の区域内(地域計画の区域内に含まれることが確実な場合も含む。)であり、目標地図に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と見込まれる者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であることとする。

(中央協会が特認する支援対象者)

第105条 先導支援要綱Ⅰの第2の3の(7)の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、先導支援要綱第2の1の(1)、(2)、(3)、(5)、(6)、(7)及び(8)の取組については、第14条第1項で中央協会が認める者とし、先導支援要綱第2の1の(4)及び(9)の取組については、第14条第2項で中央協会が認める者とする。

第106条～第108条 (略) : 条文番号変更

- 2 前項の補助金の補助率は、持続的生産要領Ⅲの第1の3の(6)のイの表の補助率の欄の指定法人が農産局長と協議して定める額については、中央協会が実施細則に定めるものとする。
- 3 本会は、持続的生産要領Ⅲの第1の3の(7)のアにより、事業実績報告書兼補助金支払請求書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

第13節 果樹先導的取組支援事業

(事業の内容)

第109条 果樹先導的取組支援事業は、先導支援要綱に基づき、労働生産性の向上が見込まれる取組に対し支援する事業とする。

(補助対象となる取組)

第110条 補助対象となる取組は、以下のとおりとする。

- (1) (略)
 - (2) 第15条第2号で定める小規模園地整備(大規模効率生産を含む。以下第11号まで同じ。)
 - (3) (略)
 - (4) 第15条第5号で定める園地管理軌道施設、防霜設備及び防風設備
 - (5)～(8) (略)
 - (9) 品目等転換検討・調査(果樹から茶又は花きへの転換を図るための市場調査等の実施及び有識者等を交えた検討という。)
 - (10)～(11) (略) : 番号変更
 - (12) 推進事務(第1号から第11号までの取組を実施するための指針事務をいう。)
- 2 補助金の補助率は、支援対象者が行う取組の必要な経費の1/2以内とする。ただし、品目等転換検討・調査については定額(2万円/10a、1経営体当たり上限20万円)、栽培環境整備(一斉改植支援を除く。)については定額(30万円/10a以内)、一斉改植支援に必要な経費については定額56万円/10a、改植・新植に伴い発生する未収益期間における幼木管理に必要な経費については定額(22万円/10a)とし、研修の開催等及び本会が行う取組である推進事務に必要な経費については定額とする。
 - 3 (略)
 - 4 第1号及び第10号の取組のうち一斉改植支援の対象とする園地は、地域計画の区域内(地域計画の区域内に含まれることが確実な場合も含む。)であり、目標地図に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と見込まれる者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であることとする。

(中央協会が特認する支援対象者)

第111条 先導支援要綱Ⅰの第2の3の(7)の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、先導支援要綱第2の1の(1)、(2)、(3)、(6)、(7)、(8)及び(9)の取組については、第14条第1項で中央協会が認める者とし、先導支援要綱第2の1の(4)、(5)及び(10)の取組については、第14条第2項で中央協会が認める者とする。

第112条～第114条 (略) : 条文番号変更

新

(産地協議会による事前確認、事後確認並びに4年後及び8年後の確認)

第109条 第106条の(2)の事前確認及び前条の(2)の事後確認は、次により行うものとする。

(1)～(4) (略)

(補助金交付事務の委任)

第110条 支援対象者は、第107条及び第108条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

(大規模実証の取組に係る実施体制)

第111条 第104条の(7)の取組の実施にあたっては、県や生産出荷団体等により組織する協議会等により、試験区の設定、事業の評価、検証を行うこととし、その内容を本会に報告するものとする。

2 先導支援要綱Ⅰの第2の2の(3)において生産出荷団体その他事業実施主体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体が事業実施者となる場合は、中央協会は、あらかじめ農林水産省と協議するものとする。この場合、前項の報告は、事業実施者から中央協会に直接行うものとする。

(大規模効率生産に当たっての実施体制)

第112条 第12条第3項の大規模効率生産に係る取組については、同条第4項を準用する。

(推進事務費)

第113条 先導支援要綱第2の(11)の推進事務に要する経費については、第39条を準用する。

第114条～第119条 (略) : 条文番号変更

(財産処分等の手続)

第120条 事業実施者(果樹経営支援対策事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業、苗木安定確保対策事業のうち省力的苗木生産体制推進事業及び苗木契約生産拡大支援事業、花粉安定確保対策事業並びに果樹先導的取組支援事業にあつては支援対象者。以下同じ。)は、事業により取得し、又は効用の増加した財産について、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に定められている処分制限期間(ただし、当該農林省令で定めのない財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間)内に当初の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。)の定めるところに準じ、本会の承認を受けなければならない。

また、本会が当該申請の内容を承認するときは、あらかじめ、中央協会の承認を受けなければならない。

2～4 (略)

旧

(産地協議会による事前確認、事後確認並びに4年後及び8年後の確認)

第115条 第112条の(2)の事前確認及び前条の(2)の事後確認は、次により行うものとする。

(1)～(4) (略)

(補助金交付事務の委任)

第116条 支援対象者は、第113条及び第114条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

(大規模実証の取組に係る実施体制)

第117条 第110条の(7)の取組の実施にあたっては、県や生産出荷団体等により組織する協議会等により、試験区の設定、事業の評価、検証を行うこととし、その内容を本会に報告するものとする。

2 先導支援要綱Ⅰの第2の2の(3)において生産出荷団体その他事業実施主体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体が事業実施者となる場合は、中央協会は、あらかじめ農林水産省と協議するものとする。この場合、前項の報告は、事業実施者から中央協会に直接行うものとする。

(大規模効率生産に当たっての実施体制)

第118条 第12条第3項の大規模効率生産に係る取組については、別途定める評価委員会を設置し、その内容を本会に報告するものとする。

(新 規)

第119条～第124条 (略) : 条文番号変更

(財産処分等の手続)

第125条 事業実施者(果樹経営支援対策事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業、苗木安定確保対策事業のうち優良苗木生産推進事業、省力的苗木生産体制推進事業及び苗木契約生産拡大支援事業、花粉安定確保対策事業並びに果樹先導的取組支援事業にあっては支援対象者。以下同じ。)は、事業により取得し、又は効用の増加した財産(ただし、機械及び器具については1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。)について、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に定められている処分制限期間(ただし、当該農林省令で定めのない財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間)内に当初の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。)の定めるところに準じ、本会の承認を受けなければならない。

また、本会が当該申請の内容を承認するときは、あらかじめ、中央協会の承認を受けなければならない。

2～4 (略)

新

5 事業実施者は、第1項に定めた財産が処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、中央協会実施細則に定める様式により、本会に報告するものとする。

本会は、当該報告を受けたときは、当該施設等の被害状況を調査確認し、遅滞なくその内容を中央協会に報告し、補助関係が終了したことの確認を求めることができる。

6 事業実施者は、第22条の(1)の整備事業実施計画及び第110条の(1)の先導果樹実施計画の作成に当たり、前条の定める利益等排除が適切になされていることを確認するものとする。

7～8 (略)

第121条～第124条 (略) : 条文番号変更

(附則)

1 この業務方法書は、令和8年6月8日から施行し、令和8年4月14日から適用する。

2 変更前の業務方法書に基づき令和7年度以前に計画承認された果樹経営支援対策事業統的生産要領第2の2の(4)の規定に基づき、農産局長が定めた自然災害等の被害を受けた果及び果樹未収益期間支援事業について、事業の継続ができるものとする。

旧

5 事業実施者は、第1項に定めた財産が処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、中央協会実施細則に定める様式により、本会に報告するものとする。

本会は、当該報告を受けたときは、当該施設等の被害状況を調査確認し、遅滞なくその内容を中央協会に報告するものとする。

6 事業実施者は、第25条の(1)の整備事業実施計画及び第110条の(1)の先導果樹実施計画の作成に当たり、前条の定める利益等排除が適切になされていることを確認するものとする。

7～8 (略)

第126条～第129条 (略) : 条文番号変更